

報道関係各位

2019年3月29日

**仕事と介護の両立支援する企業として「トモニマーク」を取得  
～平成31年4月1日より使用開始～**

株式会社モリタホールディングス

当社は、仕事と介護の両立を支援する企業として、厚生労働省の「トモニマーク」を取得しました。平成31年4月1日から「トモニマーク」の使用を開始します。当マークは、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」(<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)に仕事と介護の両立に関する取組を登録し、使用が認められるものです。当社は平成30年12月1日から下記の通り、仕事と介護の両立支援策を拡充させ、使用が認められました。



**仕事と介護の両立支援**

① **特別年次有給休暇の介護事由適用**

⇒傷病のため失効有給休暇を積み立てていた最大20日間の特別年次有給休暇について、介護を理由とする取得も可能となります。

② **時差出勤制度の適用**

⇒育児を理由とした1日最大1時間、30分単位の時差出勤制度について、介護を理由とする利用も最大で3年間可能となります。

③ **介護休暇の取得日数を20日に拡大**

⇒現行は法令どおり年間5日までの取得でしたが、4月1日を起算として年間20日までの取得に拡大します。

④ **介護休業を取得できる期間を通算1年間に拡大**

⇒現行は法令どおり通算93日、分割3回までの取得でしたが、通算1年間、分割12回までの取得に拡大します。

⑤ **94日以降の介護休業の賃金補償の新設**

⇒法令を超えた介護休業期間(94日以降1年間まで)について、賃金の67%を補償します。

これからもモリタグループはダイバーシティマネジメントを加速させてまいります。

本件に関するお問合せ先  
株式会社モリタホールディングス 広報室 担当：森田 TEL:03-6400-3485